

目 次

津市規則

津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

津市ビジネスサポートセンター設置規則

津市告示

公示送達

放置自転車の撤去及び保管

公示送達

平成29年産麦に適用する共済掛金率等

平成28年産畑作物共済（大豆：一筆方式）に係る共済金の支払額、減収量等の公表

平成29年度固定資産土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

公示送達

津市公告

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業に係る事業計画の変更

犬の抑留

平成29年2月分津市農用地利用集積計画の決定

犬の抑留

土地収用法第24条第2項の規定による事業認定申請書及びその添付書類の写しの縦覧

津市上下水道事業告示

津市下水道排水設備指定工事店の指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市指定文化財の解除

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における候補者届等の書類の提出場所

津市河内財産区議会議員選挙の選挙期日

津市河内財産区議会議員選挙の投票所の決定

津市河内財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間

津市河内財産区議会議員選挙における開票事務と選挙会事務の合同

津市河内財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時

津市河内財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

津市河内財産区議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の決定

津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市河内財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数

雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任

津市河内財産区議会議員選挙における当選人

目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 7 号

津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 18 年津市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」を「第 2 条第 1 項各号」に改める。

別表に次のように加える。

条例第 2 条第 1 項第 3 号の規則で定める団体	三重県農業共済組合
----------------------------	-----------

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市ビジネスサポートセンター設置規則をここに公布する。

平成29年3月15日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第8号

津市ビジネスサポートセンター設置規則

(設置)

第1条 本市の区域内の中小企業等に係る企業支援及び創業支援並びに企業誘致等を継ぎ目なく総合的に行う拠点として、津市ビジネスサポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市ビジネスサポートセンター
- (2) 位置 津市あのかつ台四丁目6番地1

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 中小企業等の経営に係る相談、研究開発、人材育成等総合的な企業支援に関すること。
- (2) 中小企業等に係る創業支援に関すること。
- (3) 中小企業等に係る企業間交流の促進及び情報発信に関すること。
- (4) 企業誘致に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事業のほか、市長が必要と認める中小企業等に係る支援に関すること。

(職員)

第4条 センターにセンター長、センター次長その他必要な職員を置く。

- 2 センター長には商工観光部経営支援・企業誘致担当理事の職にある者を、センター次長には経営支援課長及び企業誘致課長の職にある者をもって充てる。

(職務権限)

第5条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) センター長 上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) センター次長 センター長を補佐して、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(3) その他の職員 上司の命を受けてセンターの事務を処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 津市産業振興センター設置規則（平成20年津市規則第15号）は、廃止する。

津市告示第 2 2 号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 9 年 3 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		平成 2 7 年度市民税県民税督促状第 2 期、第 3 期及び第 4 期
		平成 2 7 年度市民税県民税督促状第 2 期、第 3 期及び第 4 期
		平成 2 7 年度市民税県民税督促状第 3 期及び第 4 期
		平成 2 7 年度市民税県民税督促状第 2 期、第 3 期及び第 4 期
		平成 2 7 年度市民税県民税督促状第 4 期

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 3 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
西丸之内地内	1	平成 2 9 年 1 月 1 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 9 年 2 月 1 日
一身田平野地内	2	平成 2 9 年 2 月 1 日
大門地内	1	平成 2 9 年 2 月 1 日
白山町川口地内	1	平成 2 9 年 2 月 6 日
白塚町地内	1	平成 2 9 年 2 月 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 2 月 8 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 2 月 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 2 月 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成 2 9 年 2 月 2 0 日
神戸地内	1	平成 2 9 年 2 月 2 0 日
大門地内	2	平成 2 9 年 2 月 2 2 日
フェニックス通公共自転車等駐車場	1 5	平成 2 9 年 2 月 2 3 日
南が丘駅西公共自転車等駐車場	1 1	平成 2 9 年 2 月 2 3 日
南が丘駅東公共自転車等駐車場	4	平成 2 9 年 2 月 2 3 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 9 年 2 月 2 4 日
津駅西第一公共自転車等駐車場	7	平成 2 9 年 2 月 2 4 日
津駅西第二公共自転車等駐車場	6	平成 2 9 年 2 月 2 4 日
津駅西第三公共自転車等駐車場	3	平成 2 9 年 2 月 2 4 日
豊が丘一丁目地内	1	平成 2 9 年 2 月 2 8 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 4 号

下記の者の固定資産税都市計画税督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 9 年 3 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		平成 2 6 年度固定資産税都市計画税第 3 期及び第 4 期督促状

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 5 号

平成 2 9 年産麦に適用する共済掛金率等（平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日津市告示第 2 0 8 号）を次のように改正し、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 9 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

農作物（麦）共済掛金率等一覧表を次のように改める。

農作物共済の共済目的の種類	農作物共済の種類別		法第107条第4項の規定による危険段階別	単位当たり共済金額（円 / kg）	共済掛金率	共済加入者負担共済掛金率	
麦1類	法 第 106 条 第 1 項 第 1 号 に 規 定 す る 金 額 を 共 済 金 額 と す る 農 作 物 共 済	100 分 の 30	1	農作物危険段階基準共済掛金率設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7%以上の農作物共済加入者	対象麦 パン・中華麵 162円 パン・中華麵 以外 122円 種子麦 191円 対象麦及び種子 麦以外の麦 16円	9.624	4.532904
			2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2%以上15.7%未満の農作物共済加入者		8.041	3.787311
			3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上10.2%未満の農作物共済加入者		7.102	3.345042
			4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上7.9%未満の農作物共済加入者		6.227	2.932917

	5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者		4.812	2.266452
		平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		7.142	3.363882
100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7%以上の農作物共済加入者	同上	7.434	3.546018
	2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2%以上15.7%未満の農作物共済加入者		6.211	2.962647
	3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上10.2%未満の農作物共済加入者		5.486	2.616822
	4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上7.9%未満の農作物共済加入者		4.810	2.294370
	5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者		3.717	1.773009
		平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		5.517	2.631609
100	1	要領により算出し	同上	5.478	2.667786

	分の 50		た平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7%以上の農作物共済加入者			
		2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2%以上15.7%未満の農作物共済加入者		4.577	2.228999
		3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上10.2%未満の農作物共済加入者		4.042	1.968454
		4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上7.9%未満の農作物共済加入者		3.544	1.725928
		5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者		2.739	1.333893
			平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		4.065	1.979655
法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7%以上の農作物共済加入者	同上	9.982	4.691540
		2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2%以上15.7%未満の農作物共済加入者		8.340	3.919800

		物共済加入者			
		3 要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上10.2%未満の農作物共済加入者	7.367	3.462490	
		4 要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上7.9%未満の農作物共済加入者	6.459	3.035730	
		5 要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	4.991	2.345770	
		平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	7.408	3.481760	
100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7%以上の農作物共済加入者	同上	7.192	3.437776
	2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2%以上15.7%未満の農作物共済加入者	6.009	2.872302	
	3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上10.2%未満の農作物共済加入者	5.307	2.536746	
	4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの	4.653	2.224134	

		麦の被害率の平均が0.001%以上7.9%未満の農作物共済加入者		
	5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	3.596	1.718888
		平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	5.337	2.551086
100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7%以上の農作物共済加入者	同上	5.158
	2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2%以上15.7%未満の農作物共済加入者	4.310	2.107590
	3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上10.2%未満の農作物共済加入者	3.807	1.861623
	4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上7.9%未満の農作物共済加入者	3.338	1.632282
	5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	2.579	1.261131
		平成27年産の麦以	3.828	1.871892

			後新たに共済関係の存することとなる者				
法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7%以上の農作物共済加入者	同上	12.799	5.964334	
		2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2%以上15.7%未満の農作物共済加入者		10.694	4.983404	
		3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上10.2%未満の農作物共済加入者		9.445	4.401370	
		4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上7.9%未満の農作物共済加入者		8.281	3.858946	
		5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者		6.399	2.981934	
				平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		9.498	4.426068
	100分の20	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7%以上の農作物共済加入者	同上	9.589	4.516419	
		2	要領により算出した平成10年産から		8.012	3.773652	

		平成26年産までの 麦の被害率の平均 が 10.2 % 以上 15.7%未満の農作 物共済加入者		
	3	要領により算出し た平成10年産から 平成26年産までの 麦の被害率の平均 が 7.9 % 以上 10.2%未満の農作 物共済加入者	7.076	3.332796
	4	要領により算出し た平成10年産から 平成26年産までの 麦の被害率の平均 が 0.001 % 以上 7.9 % 未満の農作 物共済加入者	6.204	2.922084
	5	要領により算出し た平成10年産から 平成26年産までの 麦の被害率の平均 が0.001%未満の 農作物共済加入者	4.794	2.257974
		平成27年産の麦以 後新たに共済関係 の存することとな る者	7.116	3.351636
100 分の 30	1	要領により算出し た平成10年産から 平成26年産までの 麦の被害率の平均 が15.7%以上の農 作物共済加入者	同上	6.929
	2	要領により算出し た平成10年産から 平成26年産までの 麦の被害率の平均 が 10.2 % 以上 15.7%未満の農作 物共済加入者		3.318991
	3	要領により算出し た平成10年産から 平成26年産までの 麦の被害率の平均 が 7.9 % 以上 10.2%未満の農作	5.789	2.772931
			5.113	2.449127

			物共済加入者		
		4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上7.9%未満の農作物共済加入者	4.483	2.147357
		5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	3.464	1.659256
			平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	5.142	2.463018
法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7%以上の農作物共済加入者	12.161	5.679187
		2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2%以上15.7%未満の農作物共済加入者	10.161	4.745187
		3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上10.2%未満の農作物共済加入者	8.974	4.190858
		4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上7.9%未満の農作物共済加入者	7.869	3.674823
		5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの	6.081	2.839827

		麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者		
		平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	9.025	4.214675
100分の80	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が15.7%以上の農作物共済加入者	9.093	4.291896
	2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2%以上15.7%未満の農作物共済加入者	7.597	3.585784
	3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上10.2%未満の農作物共済加入者	6.710	3.167120
	4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上7.9%未満の農作物共済加入者	5.883	2.776776
	5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	4.547	2.146184
		平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	6.748	3.185056
100分の70	1	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均	6.600	3.174600

			が15.7%以上の農作物共済加入者			
		2	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が10.2%以上15.7%未満の農作物共済加入者		5.515	2.652715
		3	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上10.2%未満の農作物共済加入者		4.871	2.342951
		4	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上7.9%未満の農作物共済加入者		4.270	2.053870
		5	要領により算出した平成10年産から平成26年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者		3.300	1.587300
			平成27年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		4.898	2.355938
麦2類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30		対象麦 110円 ビール麦 114円 種子麦 178円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 13円	7.142	3.363882
		100分の40		同上	5.517	2.631609
		100分の50		同上	4.065	1.979655
	法第106条第1項第2号に	100分の20		同上	7.408	3.481760

	規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30		同上	5.337	2.551086
	規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の40		同上	3.828	1.871892
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10		同上	9.498	4.426068
	規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20		同上	7.116	3.351636
	規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30		同上	5.142	2.463018
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90			9.025	4.214675
	規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の80			6.748	3.185056
	規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の70			4.898	2.355938
麦3類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30		対象麦 130円 種子麦 182円 対象麦及び種子麦以外の麦 20円	7.142	3.363882
	規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の40		同上	5.517	2.631609
	規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の50		同上	4.065	1.979655
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20		同上	7.408	3.481760
	規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30		同上	5.337	2.551086
	規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の40		同上	3.828	1.871892
	法第106条第1項第3号に規定する	100分の10		同上	9.498	4.426068
	規定する	100		同上	7.116	3.351636

	金額を共 済金額と する農作 物共済	分の 20				
		100 分の 30		同上	5.142	2.463018
	法第150 条の3の3 第1項に 規定する 金額を共 済金額と する農作 物共済	100 分の 90			9.025	4.214675
		100 分の 80			6.748	3.185056
		100 分の 70			4.898	2.355938
麦4類	法第106 条第1項 第1号に 規定する 金額を共 済金額と する農作 物共済	100 分の 30		対象麦 152円 種子麦 178円 対象麦及び種子 麦以外の麦 25円	7.142	3.363882
		100 分の 40		同上	5.517	2.631609
		100 分の 50		同上	4.065	1.979655
	法第106 条第1項 第2号に 規定する 金額を共 済金額と する農作 物共済	100 分の 20		同上	7.408	3.481760
		100 分の 30		同上	5.337	2.551086
		100 分の 40		同上	3.828	1.871892
	法第106 条第1項 第3号に 規定する 金額を共 済金額と する農作 物共済	100 分の 10		同上	9.498	4.426068
		100 分の 20		同上	7.116	3.351636
		100 分の 30		同上	5.142	2.463018
	法第150 条の3の3 第1項に 規定する 金額を共	100 分の 90			9.025	4.214675
		100 分の			6.748	3.185056

	済金額とする農作物共済	80分の70				4.898	2.355938
麦5類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30				7.142	3.363882
		100分の40				5.517	2.631609
		100分の50				4.065	1.979655
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20				7.408	3.481760
		100分の30				5.337	2.551086
		100分の40				3.828	1.871892
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10				9.498	4.426068
		100分の20				7.116	3.351636
		100分の30				5.142	2.463018
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90				9.025	4.214675
		100分の80				6.748	3.185056
		100分の70				4.898	2.355938

注1 「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

注2 「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

注3 「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

注4 秋まき麦において、麦1類～4類に属しない共済目的の種類は麦5類とする。

津市告示第 26 号

平成 28 年産大豆に係る畑作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）第 115 条の規定により、畑作物共済加入者ごとに共済金の支払額、畑作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を次のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

共済金支払額、減収量等一覧

加入者	地域	共済金支払額 (円)	減収量 (kg)	支払期日	支払方法
A	津	17,850	150	平成29年3月13日	口座振込
B	白山	33,082	278		
C	一志	4,403	37		
3人	計	55,335	465		

津市告示第 27 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

平成 29 年 3 月 14 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる地域
政策財務部資産税課 久居総合支所資産税課分室	津市全域
河芸総合支所市民福祉課	河芸地域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃地域
美里総合支所市民福祉課	美里地域
安濃総合支所市民福祉課	安濃地域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲地域
一志総合支所市民福祉課	一志地域
白山総合支所市民福祉課	白山地域
美杉総合支所市民福祉課	美杉地域

2 縦覧期間

平成 29 年 4 月 3 日から平成 29 年 5 月 31 日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

津市告示第 28 号

下記の者の市民税県税督促状等は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 29 年 3 月 14 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		平成 28 年度市民税県税督促状第 2 期から第 4 期まで
		平成 28 年度市民税県税督促状第 2 期
		平成 26 年度市民税県税督促状第 6 期
		差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第 2 0 号

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業に係る事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 5 5 条第 1 3 項において準用する同条第 9 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 9 年 3 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 施行者の名称
津市
- 2 事業施行期間
平成 8 年 3 月 1 4 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
- 3 施行地区
津市栄町三丁目、栄町四丁目、上浜町一丁目及び羽所町の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業
- 5 事務所所在地
津市上浜町一丁目 3 9 番地 2
- 6 事業計画の決定年月日
平成 8 年 3 月 1 4 日
- 7 変更の年月日
平成 2 9 年 3 月 3 日

津市公告第 2 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 9 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 2 9 年 3 月 6 日
- 2 抑留期間 平成 2 9 年 3 月 1 3 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市幸町	トイプードル	クリーム	雌	小	9 1 日 以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 2 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 2 3 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 9 年 3 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 2 9 年 3 月 9 日
- 2 抑留期間 平成 2 9 年 3 月 1 6 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市一志町大仰	雑種	白茶	雄	中	9 1 日 以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 2 4 号

土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により三重県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、同法第 2 3 条の規定により、三重県知事に土地収用法施行規則（昭和 2 6 年建設省令第 3 3 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第 2 5 条の規定により、三重県知事に意見書を提出することができます。

平成 2 9 年 3 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 起業者の名称
津市
- 2 事業の種類
（仮称）津市久居ホール整備事業（駐車場整備）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
津市久居東鷹跡町地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 縦覧場所
津市スポーツ文化振興部文化振興課
- 5 縦覧期間
公告の日から平成 2 9 年 3 月 2 8 日まで

津市上下水道事業告示第 1 2 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 3 月 6 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定した工事店

工事店名	所在地	指定期間
株式会社タカ 才設備	桑名市多度町多度 8 5 3 番地	平成 2 9 年 3 月 1 日から 平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで
ゆう住宅設備	四日市市川島町 6 2 0 0 番地 1 4 6	平成 2 9 年 3 月 1 日から 平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

津市教育委員会告示第4号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成29年3月3日

津市教育委員会

委員長 庄山 昭子

- 1 招集の日時
平成29年3月6日(月) 午後6時から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎4階 教育委員会室
- 3 会議の事件
教育委員会委員の辞職について

津市教育委員会告示第5号

三重県指定有形文化財の指定により、津市文化財保護条例（平成18年津市条例第245号）第6条第3項の規定に基づき津市指定有形文化財の指定が解除されたことから、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年3月10日

津市教育委員会委員長 庄山昭子

解除年月日	平成29年2月2日
種別	有形文化財（古文書）
名称	大宝院所蔵文書
員数	51通3冊
所在地	津市大門32番19号
所有者	大宝院 代表役員 岩鶴 密雄

津市選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成28年津市選挙管理委員会告示第90号は廃止する。

平成29年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,635人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38,619人 |
| 3 | 3分の1の数 | 77,238人 |

津市選挙管理委員会告示第9号

平成29年3月15日執行予定の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

平成29年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

提出場所 津市雲出出張所

津市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、津市河内財産区議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成29年3月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

選挙期日 平成29年3月12日

津市選挙管理委員会告示第11号

平成29年3月12日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

平成29年3月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

投票所 津市落合の郷 管理棟

津市選挙管理委員会告示第12号

平成29年3月12日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

- 1 投票所を開く時間 午前7時
- 2 投票所を閉じる時間 午後6時

津市選挙管理委員会告示第13号

平成29年3月12日執行の津市河内財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

津市選挙管理委員会告示第14号

平成29年3月12日執行の津市河内財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成29年3月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

- 1 場所 津市落合の郷 管理棟
- 2 日時 平成29年3月12日 午後7時00分から
(ただし、無投票の場合の選挙会は、平成29年3月13日午前9時より定められた場所で行う。)

津市選挙管理委員会告示第15号

平成29年3月12日執行の津市河内財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

平成29年3月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

1 選挙長

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 小松 大演

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 落合 咲子

津市選挙管理委員会告示第16号

平成29年3月12日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成29年3月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

1 投票管理者

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 落合 一光

2 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 落合 美智代

津市選挙管理委員会告示第17号

平成29年3月12日執行の津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項のよる読み替え後の同法第41条の規定により告示する。

平成29年3月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

場所 津市芸濃庁舎2階防災会議室

津市選挙管理委員会告示第18号

平成29年3月12日執行の津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

平成29年3月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

1 期日前投票管理者

職務を行うべき日	住所	氏名
平成29年3月8日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 一光
平成29年3月9日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 一光
平成29年3月10日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 一光
平成29年3月11日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 一光

2 期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

職務を行うべき日	住所	氏名
平成29年3月8日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 美智代
平成29年3月9日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 美智代
平成29年3月10日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 美智代
平成29年3月11日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 美智代

津市選挙管理委員会告示第19号

平成29年3月12日執行の津市河内財産区議会議員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号及び公職選挙法施行令（昭和25年政令89号）第127条第1項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法第196条の規定により告示する。

平成29年3月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

支出金額の制限額 908,400円

津市選挙管理委員会告示第20号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定により、雲出揚溝土地改良区総代会総代の総選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成29年3月8日

津市選挙管理委員会

委員長 坂口賢次

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 選挙期日 | 平成29年3月15日 |
| 2 | 投票の時間 | 午前8時00分から午後5時00分 |
| 3 | 選挙すべき総代の数 | 30人 |

津市選挙管理委員会告示第21号

平成29年3月15日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成29年3月8日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

1 選挙長

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 伊豆川 恭英

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 五家 政治

津市選挙管理委員会告示第22号

平成29年3月15日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成29年3月8日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

選挙立会人

住 所	氏 名
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	小濱 彦巳
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	尾崎 慶和

津市選挙管理委員会告示第23号

平成29年3月12日執行の津市河内財産区議会議員選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成29年3月13日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

住 所	氏 名
津市芸濃町河内2637番地1	落合 秀夫
津市芸濃町河内1074番地	落合 憲行
津市芸濃町河内842番地	落合 公広
津市芸濃町河内81番地	落合 修
津市芸濃町河内1010番地	廣田 淳次
津市芸濃町河内225番地	落合 成幸